

うきは市農業委員会第32回総会議事録

[開催日時] 令和2年10月9日(金)午後1時30分から

[開催場所] うきは市役所 301会議室

[議事日程]

議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第4号 非農地判断について

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による解約通知について

報告第2号 土地改良届について

(出席委員)

会長 16番 佐々木 芳幸

会長職務代理人 15番 中村 稔

委員	1番 赤司 正光	9番 堀江 清成
	2番 山下 保則	10番 竹石 正芳
	3番 吉瀬 正毅	11番 樋口 美智子
	4番 石井 好人	12番 堀江 裕一郎
	6番 佐藤 景一	13番 樋口 健次
	7番 尾花 里美	14番 佐藤 春義
	8番 梶村 輝明	

(農業委員会職員)

事務局長 石井 太 係長 樋口 秀夫 主事 杉 真

局長 只今より第32回うきは市農業委員会定例総会を開催いたします。それでは農業委員会会議規則第5条に基づきまして会長に議事の進行をよろしくお願い致します。

議長 本日の議事録署名人は10番委員と11番委員です。よろしく申し上げます。

~~~~~  
議長 それでは議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局説明をお願いします。

(議案1-1上程)

事務局 (議案1-1説明・朗読)

議長 それでは分科会長の意見を求めます。第一分科会長の9番委員お願いします。

分科会長 特に問題ないと思います。皆様のご審議をよろしく申し上げます。

議長 それでは担当委員の説明を求めます。

3番 9月7日に代理人が来て、話を伺いました。申請地の南側市道の拡幅も行われるとの事でした。特に問題ないと思いますので、皆様のご審議をよろしく申し上げます。

議長 それでは質疑に入ります。質問のある方は挙手を求めます。

12番 申請地の西側が残地として残るとの事ですが、そこは今後どのように活用する予定ですか？

事務局 後程、報告事項でも述べますが、ここは土地改良届が出ております。作付け予定はなく、管理だけしていくとの事でした。ゆくゆくは手放す予定があるとも聞いております。

議長 質疑なしと認めます。採決に入ります。議案1-1に賛成の方は挙手を求めます。

議長 全員賛成という事で許可相当とし、県の方に進達します。

議長 引き続き議案1-2を議題とします。事務局説明をお願いします。

(議案1-2上程)

事務局 (議案1-2説明・朗読)

議長 それでは分科会長の意見を求めます。

分科会長 特に問題ないと思います。皆様のご審議をよろしく申し上げます。

議長 それでは担当委員の説明を求めます。

7番 コロナウイルス対策としてデイサービス専用の施設と職員の宿舍を新設するとの事でした。特に問題ないと思います。皆様のご審議をよろしく申し上げます。

議長 それでは質疑に入ります。質問のある方は挙手を求めます。

議長 質疑なしと認めます。採決に入ります。議案 1 - 2 に賛成の方は挙手を求めます。

議長 全員賛成という事で許可相当とし、県の方に進達します。

議長 引き続き議案第 1 - 3 を議題とします。事務局説明をお願いします。

(議案 1 - 3 上程)

事務局 (議案 1 - 3 説明・朗読)

議長 それでは分科会長の意見を求めます。

分科会長 特に問題ないと思いますが、申請地の西側は崖になっておりますのでフェンスなどをつけて安全性をきちんと確保したほうがいいのではないかと思います。

議長 それでは担当委員の説明を求めます。

1 3 番 内容的には問題ないと思いますが、石垣は伝統的建造物になっていると思いますが大丈夫ですか？

事務局 文化財保護係とは協議しております。問題ないとの事でした。

議長 それでは質疑に入ります。質問のある方は挙手を求めます。

議長 質疑なしと認めます。採決に入ります。議案 1 - 3 に賛成の方は挙手を求めます。

議長 全員賛成という事で許可相当とし、県の方に進達します。

---

議長 次に議案第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局説明をお願いします。

(議案第 2 号上程)

事務局 (議案第 2 号説明・朗読)

議長 それでは分科会長の意見を求めます。

分科会長 申請地は栗畑でイノシシによる被害を受けておりますので、今回の転用はやむを得ないかと思います。皆様のご審議をよろしくお願いします。

議長 それでは担当委員の説明を求めます。

6 番 申請人も高齢で後継者もないため仕方がないかと思います。皆様のご審議をよろしくお願いします。

議長 それでは質疑に入ります。質問のある方は挙手を求めます。

1 2 番 植林をする際に杉は成木になるまで年月がかかる為、他の木を推奨してはいかがですか？

事務局 林政係長よりセンダンという木を勧めてはどうかという提案は受けておりません。

6 番 センダンを熊本の方では勧めているとの話は聞いたことがあります。ただ、申請者の意向もあるので。

1 2 番 情報があるのであれば事務局でも推奨していただきたい。

局長 なるべく申請者の負担の少ないやり方を提案していきたいと考えております。  
議長 質疑なしと認めます。採決に入ります。議案第2号賛成の方は挙手を求め  
ます。

議長 下に議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題としま  
す。事務局説明をお願いします。それでは担当委員の説明を求めます。議案  
1～3は譲受人が同一人物ですので、まとめて説明をお願いします。

(議案3-1・2・3上程)

事務局 (議案3-1・2・3説明・朗読)

1番 申請人は市外住民ですが、実家は浮羽町で建設業を営んでおり、息子さんの名  
義で今回取得するとの事です。特に問題ないと思います。皆様のご審議をよろ  
しくお願いします。

14番 朝田の分があるので私からも説明します。譲渡人は認知症で営農が難しい状態  
です。先ほどの説明の通り申請人は市外住民ですが、申請人のお父さんが浮羽  
町に住んでいるため、お父さんがメインで管理していくとの事です。皆様のご  
審議をよろしくお願いします。

議長 それでは質疑に入ります。質問のある方は挙手を求めます。

4番 既に草だらけの所もありますので、荒廃地になったりしないかと心配している  
のですが。

1番 浮羽の土地については一度きれいにすいているので問題ないと思います。

14番 朝田の方は綺麗に管理されております。

議長 質疑なしと認めます。採決に入ります。議案3-1・2・3に賛成の方は挙手  
を求めます。

議長 全員賛成という事で許可とします。

議長 続きまして議案第3-4を議題とします。事務局説明をお願いします。

(議案3-4上程)

事務局 (議案3-4説明・朗読)

議長 それでは担当委員の説明を求めます。

1番 譲渡人はご主人が亡くなってから規模を縮小しております。そこで今回譲受人  
が譲り受けて、作付けはせずに管理だけしていくとの事です。皆様のご審議を  
よろしくお願いします。

議長 それでは質疑に入ります。質問のある方は挙手を求めます。

12番 将来的に転用するのでは？

1番 そうなると思います。しかし、本人は三年三作を理解していたのですぐにはな  
いと思います。

事務局 周辺は宅地ですので転用になる可能性は高いと思われませんが、三年三作のルールに従ってもらうのは説明しております。

議長 質疑なしと認めます。採決に入ります。議案3-4に賛成の方は挙手を求めます。

議長 全員賛成という事で許可とします。

議長 続きまして議案第3-5を議題とします。事務局説明をお願いします。

(議案3-5上程)

事務局 (議案3-5説明・朗読)

議長 それでは担当委員の説明を求めます。

14番 申請地は現在、荒廃地Bになっております。譲受人の本業は医師で高齢の為、若干の不安はありますが、何も手が入らないよりは良いのかなと思っております。皆様のご審議をよろしくお願いします。

議長 それでは質疑に入ります。質問のある方は挙手を求めます。

議長 質疑なしと認めます。採決に入ります。議案3-5に賛成の方は挙手を求めます。

議長 全員賛成という事で許可とします。

議長 続きまして議案第3-6を議題とします。事務局説明をお願いします。

(議案3-6上程)

事務局 (議案3-6説明・朗読)

議長 それでは担当委員の説明を求めます。

14番 申請地の現況は道となっており、取得後は進入路にする予定との事でした。皆様のご審議をよろしくお願いします。

議長 それでは質疑に入ります。質問のある方は挙手を求めます。

12番 農地として利用しないのに3条申請でよろしいのですか？

事務局 3条申請の許可が無事下ったら、農業用施設設置に伴う農地転用届を出していただく予定です。

議長 質疑なしと認めます。採決に入ります。議案3-6に賛成の方は挙手を求めます。

議長 全員賛成という事で許可とします。

議長 議案第3-7、3-8は申請取り下げがなされております。引き続き議案3-9を議題とします。事務局説明をお願いします。

(議案3-9上程)

事務局 (議案3-9説明・朗読)

議長 それでは担当委員の説明を求めます。

1番 先ほどの説明の通りです。譲受人は柿の栽培は初めてという事で、近隣で柿を作っている方に技術指導と自らでは難しい作業は委託するとのことでした。そ

うするとほとんどの作業を任せてしまう事になるかもしれない可能性があるか  
と思います。また、既に対価のやりとりもしてしまっているとの事でした。皆  
様のご審議をよろしく申し上げます。

- 議長 それでは質疑に入ります。質問のある方は挙手を求めます。
- 12番 譲受人の年齢はおいくつですか？
- 事務局 66才です。
- 12番 作業のほとんどをその方に任せることになりそうですね。一度荒れてしまうと  
近隣の迷惑になるので、よく気を付けるべきだと思います。
- 事務局 もし実績が上がらないようであれば、荒れる前に次に流動化するように伝えて  
おります。
- 12番 荒れることを前提に申請しているのであれば、そもそも受付もできないのでは  
ないですか？
- 事務局 書類が揃っている以上、受付拒否はできません。また、うきは市は農業の担い  
手が減少してきておりますので、まずは農業委員会としましては芽を摘むので  
はなくアフターフォローに努め、手が付けられなくなる前に流動化を促したい  
と思っております。
- 局長 このように既に対価のやり取りを終えてしまっている場合は非常に判断が難し  
くなります。
- 議長 質疑なしと認めます。採決に入ります。議案3-9に賛成の方は挙手を求めま  
す。
- 議長 (1・2・3・6・8・9・10・13・14挙手) 賛成と多数という事で許  
可とします。
- 議長 続きまして議案第3-10を議題とします。事務局説明をお願いします。
- (議案3-10上程)
- 事務局 (議案3-10説明・朗読)
- 議長 それでは担当委員の説明を求めます。
- 14番 申請者本人は高齢ですが、親族と耕作していく為、問題ないとの事で、本人が  
耕作が難しくなった場合は親族が引き継ぐ話までできているそうです。皆様  
のご審議をよろしく申し上げます。
- 議長 それでは質疑に入ります。質問のある方は挙手を求めます。
- 12番 現在何か植わっておりますか？
- 14番 1本か2本栗の木が植わっております。畑がほとんどです。
- 議長 質疑なしと認めます。採決に入ります。議案3-10に賛成の方は挙手を求め  
ます。
- 議長 全員賛成という事で許可とします。
-

議長 次に議案第4号 非農地判断についてを議題とします。事務局説明をお願いします。

(議案4-1上程)

事務局 (議案4-1説明・朗読)

議長 それでは分科会長の説明を求めます。

分科会長 先ほどの説明の通りです。やむを得ないと思いますので、皆様のご審議をよろしくをお願いします。

議長 それでは担当委員の説明を求めます。

3番 申請地はどこが農地か分からないようになっておりますので、やむを得ないのかなと思います。皆様のご審議をよろしくをお願いします。

議長 それでは質疑に入ります。質問のある方は挙手を求めます。

議長 質疑なしと認めます。採決に入ります。議案4-1に賛成の方は挙手を求めます。

議長 全員賛成という事で非農地と判断します。

議長 引き続き議案4-2を議題とします。事務局説明をお願いします。

(議案4-2上程)

事務局 (議案4-2説明・朗読)

議長 それでは分科会長の意見を求めます。

分科会長 先ほどの説明の通りです。やむを得ないかと思っておりますので、皆様のご審議をよろしくをお願いします。

議長 それでは担当委員の説明を求めます。

4番 先ほどの説明の通りです。やむを得ないかと思っておりますので、皆様のご審議をよろしくをお願いします。

議長 それでは質疑に入ります。質問のある方は挙手を求めます。

議長 質疑なしと認めます。採決に入ります。議案4-2に賛成の方は挙手を求めます。

議長 全員賛成という事で非農地と判断します。

---

議長 それでは報告に移ります。事務局の説明をお願いします。

(報告第1・2説明朗読)

議 長 \_\_\_\_\_ 印

議事録署名者 \_\_\_\_\_ 印

議事録署名者 \_\_\_\_\_ 印